

射水市耐震改修促進計画（別紙）

住宅の耐震化支援

◎木造住宅耐震改修等支援事業

耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市が連携して耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。（平成 17 年度から実施）

なお、1 住宅あたりの延べ面積が全国 1 位（平成 30 年度住宅・土地統計調査）である状況を踏まえ、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的とした部分的な改修の支援を平成 26 年度から、段階的に行う改修への支援を令和元年度から行っています。

・木造耐震改修等支援事業の制度概要（耐震改修）

対象建築物・木造一戸建てで、階数が 2 以下

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられたもの
- ・在来軸組工法であるもの

対象工事	補助金額	補助率
以下の 4 つのメニューのいずれかに該当する工事 I 建物全体（1 階+2 階）を IW 値 1.0 以上に改修 II 1 階主要居室（寝室・居間等）だけを IW 値 1.5 以上に改修 III 1 階（全体）だけを IW 値 1.0 以上に改修 IV 建物全体を IW 値 0.7 以上に簡易改修（段階的改修）	限度額 100 万円	4/5

また、避難道路に面する危険なコンクリートブロック塀及び組積造の塀の撤去及び撤去後の設置に対しても補助金を交付し、地震発生時に塀の倒壊から人命を守り、避難・復旧活動を可能にすることで街路の耐震安全性を向上させます。

（令和 5 年度から実施）

・木造耐震改修等支援事業の制度概要（ブロック塀）

対象避難道路	対象工事	補助金額	補助率
以下を除く、住宅等から避難場所へ通じる道路 ・避難場所に向けて誰も通らない箇所 ・当該塀との間に幅 90 cm 超の水路がある箇所	I 撤去	限度額 10 万円	2/3
	II 撤去・設置	限度額 15 万円	